

議 事 録

会議の名称	令和5年度 第5回壱岐市自治基本条例審議会
開催日時	令和6年2月9日（金）13：30から14：30まで
開催場所	芦辺町クオリティーライフセンターつばさ イベントホール
出席者	委員21名（9名欠席）、事務局3名
会議の次第	1 開 会 2 議 事 （1）パブリックコメントの結果と審議会の考え方について （2）最終提言書について 3 閉 会

内 容

1 開会

～政策企画課長あいさつ～

2 議事

（1）パブリックコメントの結果と審議会の考え方について

事務局：資料「パブリックコメントでのご意見に対する審議会の考え方」をご覧ください。

第4回審議会にて中間提言書を取りまとめ、その後、1月4日から2月3日までパブリックコメントを実施し、10件のご意見をいただいたところである。それに対する審議会の考え方の事務局案について説明をさせていただきたい。

～資料に沿って、パブリックコメントでのご意見の内容と審議会の考え方（案）について説明～

委員A：第8条の「学ばせる」が強制的な印象を受けるということだが、「学ばせる」とか「積極的な学びを促す」という表現は条文に入れなくて、愛情を持って育てるという部分に含まれているという整理で、第8条を簡素にして、逐条解説で現在の事務局案のとおり「積極的な学びを促す」という説明をすればいいのではないかと。

～各委員から異議なしのため、上記のとおりで修正を加える～

委員A：条文に関する話ではないが、「教育のしま壱岐」について、最初、私は、この文言はいいのではないかという意見を申し上げたが、教育が一番重要であるという考えが私の中にある。本条例はこのままでいいと思うが、ぜひ、総合計画の中にこの「教育のしま壱岐」をどのような方策を持って実現するのかということを示していただければと思う。

委員B：中身の話ではなく、発表の方法の部分になるが、どうしても市民が読むとなると少しボリュームが多いかと思うので、何かしら発表する際は1枚から2枚くらいにまとめたも

のとどういったプロセスで実際にこう言った議論が行われてきたのかということを示すといいかと思う。

委員C：パブリックコメント6番の審議会の考え方のところで、子ども会、老人会、婦人会とあるが、老人会は老人福祉法で老人という言葉があるので、変えることは難しいと思うが、次の婦人会という言葉は女性部会などといった言葉の方が現代に合っているのではないかと感じた次第である。事務局にてご検討いただけたらと思う。

委員C：パブリックコメント7番の「コミュニティ」について、自治公民館の性質だが、昭和の初め頃は公民館も登記できなかった時代があった。昭和50年代に地方自治法が改正になって、公民館も地縁団体として認められるようになった。「コミュニティ」という言葉に押されて、自治公民館が消えてしまうようなことにならないように、もう少し自治公民館のあり方等について考えてほしい。文言等を何か修正するといった話ではないが意見として。

(2) 最終提言書について

事務局：【資料1】最終提言書事務局（案）をご覧ください。中間提言書からの変更点については朱書きで記載をしている。まず、1ページ目の「1 はじめに」の最後の部分を最終提言書のテキストに合わせて修正を加えている。次に「2 検証方法」の最後に（3）パブリックコメントの結果を踏まえた検証という文言を追加している。7ページ目に飛んで、（6）移住者のまちづくりへの参画について、先程パブリックコメントのご意見のところでご説明をさせていただいたとおり、修正を加えている。最後に資料には掲載できていないが、今回の審議会委員の名簿を最後の頁に追加をしたいと考えているので、ご了承のほど、よろしくお願ひしたい。

事務局：その他、別紙の条文・逐条解説についても先程ご説明をさせていただいたとおり、パブリックコメントのご意見を一部反映させている。具体的には、3ページの第3条（定義）、7ページの第7条（地域コミュニティの役割等）、8ページの第8条（子どもの権利等）、21ページの第25条（コミュニティ活動に関する組織）、24ページの第28条（市内外の人々との交流及び連携）で、今回の修正部分は青字で表示をしている。その他、一部誤字脱字があったため、修正を加えているのと、条例の形式的な部分については同時並行で専門家に確認を依頼しているところである。

委員D：最終提言書の7ページの子どもの権利のところ、権利だけではなく、義務とか責務といったものもセットで記載してはどうか。

事務局：第8条に子どもの権利等ということで書かれてはいるが、ご意見いただいた義務や責務といったところの記載が条文や逐条解説にない状況であるが、そのような状況の中、提言書の中に入れ込むのがどうかというところを確認しなければならないと考えていたところである。いかがか。

委員B：子どもにそこまで強いという判断をここでするのであれば入れていいと思うが、まだ条文や逐条解説にその責務までの言及がない中で、提言書がそれよりも重くなってしまう。もし、責務をいれるのであれば、より深い議論が必要になるのではないかと思う。

委員C：子どもであるから権利だけ主張しているということではなく、若干の責任は考えさせる

べきではないかなと思う。

会 長：子どもに納税の義務などは当然ないので、我々大人とは違うところがある。例えば、今、地域でよくあるのは子どもだって市民だから地域のことに無関心でいるのはやめようよとか、だから地域の学習をしましょうよとかは、もう一般的に始まっていると思う。問題は、それをどういう言葉で表現するということ所で、「責務」、「義務」とすると若干キツイ印象を受けるし、その他どのような言葉があるかっていうと、どうなるのかといったことを今、お話を伺っていて思った。その他いかがか。まちづくりに参画してほしいというところは間違いのないと思うが、それをどういう風に表現するか、もしくは考えるべきなのかということがある。

委員A：先ほどの教育に関するところと同じだと思うが、学ばせる、自分で自ら学ぶ、どちらも大切だと思うが、ここの子どもの権利等のところでは、子どもの義務も大切ということでは分かるが、この条例の中では権利といったことを中心に明記しており、学校などでも義務や責務については徹底的に教えるわけで、ここのところは先程ご意見があったとおりに、義務や責務を入れるとなるとかなり議論をしなければいけないところがあるのではないかなと思う。今回は、権利を中心にここはまとめられているので、このままで良いのではないかなと思う。

会 長：例えば、折衷案で、言葉遊びになってしまうのかもしれないが、「自治基本条例に謳われているような権利等を持つ市民であることを子どもが知らないことが・・・」という風にすると、市民は義務と責務というのがあるということになると思うがいかがか。委員さんのおっしゃられたとおり、これを真剣に議論すると、かなり深い議論になるかと思うので、決してその議論から逃げるわけではないが、今の段階ではそのようにしてはどうかと思うがいかがか。

委員D：私が申し上げたいのは、3ページの第8条で、結果的に子どもたちが、子どもの頃から地域のまちづくりに関わってほしいというところを表している言葉があるといいなということでした。

会 長：それでは、先程私が言ったような話で「自治基本条例に謳われているような市民としてまちづくりに関われることを知らないことが問題なんだ」というようなニュアンスでいかがでしょうか。今、私がお話したような内容で整理をさせていただきたいと思う。その他ご意見等あればお願いしたい。

委員E：最終提言書の4ページの<第12条>職員の責務で「まちづくりに対する地域担当職員の関わり方が少し鈍ってきているのではないかという印象がある」というところについて、良く分からないのだが、こういう文章を入れているということは、あまりにも協力してくれないという風に見える。

会 長：委員からご指摘いただいた部分については、あくまでも専門部会等が出た個別の委員の皆さんのご意見を記載している部分である。当然、一番目に書かれているとおり、すぐくよくよやっただいていてといったご意見も一方ではあるし、少しマンネリ化しているような印象もあるといったところで、決して地域担当職員がやっていないということ、そういう方向で決めつけたわけではないということ、ご理解いただければと思う。

委員E：4、5年経つものだから、職員に頼らなくても自分達でというところもあり、逆に立場上、職員の中にはまちづくり協議会の中に入りづらい部分もあると思う。

会 長：まちづくり協議会の熟度とか経験によって、変わってくると思う。ここについては、委員のご意見として載っているということですので、よろしく願いしたい。

会 長：他にご意見等がなければ、本日この後すぐに修正作業を行い、私と副会長で市長に答申をして確定ということになる。その他、審議会全体を通して、何かあればお伺いしたい。
～特になし～

3 閉会

会 長：それでは本日の審議会は終了とさせていただきます。本日いただいたご意見等については最終提言書に当然反映するが、これまでにこのタイミングで考えたからこそ出て来た非常に大事なご意見がたくさんあったかと思う。既存の組織と新しい組織の関係をどうするといった話で、既存の組織と新しい組織でも進むペースが違う時に、行政としてどういった風にまとまっていくのか等。あとは、本日も話があったが、移住者など新しく入ってこられた市民の方と今までの市民の方との話や地縁型組織とテーマ型コミュニティの話で、テーマ型コミュニティを「志縁組織」といった呼び方もする。例えば、子育てに興味のある人の集まりとか、福祉に興味がある人、それに関して志を持っている人の集まり等、多分これから色々出てくる。そういったことについて、こういうルールとかを作っていくのは全て皆さんの経験に基づいて、行政が上からはめるものでもないし、机の上だけで決めてこれが正しいんだというものでもないの、是非、今後も皆さんのそういったご経験を持ち寄って、審議会そのものは本日で一旦終了するが、そういった議論を続けていただき、次の見直しや他の計画を立てる時に、そういった知見を活かしていただければと思う。合計11回の審議会、専門部会を行ってきた。私も色々ところで、こういう会議に関わらせていただいているが、11回やるというのは中々の労力であるし、11回やったからこそ、色々な本質的な話も出て来たのかなと思う。ぜひ、その知見を皆さんの地域にも持ち帰っていただいて、こういった議論が続いていくことを願っている。それでは本日の会議を終了したいと思う。ありがとうございました。